

欧州特許庁
審査便覧
概説部

2007年12月改正

目次

1. まえがき
2. 解説
3. 総論
4. 欧州特許庁における業務
5. 欧州特許庁における出願及び特許の処理の概略
6. 欧州特許条約の締約国
7. 欧州特許条約の非締約国への拡張

1. まえがき

欧州特許条約(EPC)第10条(2)(a)の規定に従い、欧州特許庁(EPO)長官は、欧州特許庁審査便覧を1978年6月1日付で採用した。

この審査便覧は、欧州特許に関する法律及び実務の進展を参酌して定期的に改訂されており、今後も改訂される。[翻訳省略] なお、改訂版は完全なものといえない。この審査便覧の質を向上させるために、読者から誤記の指摘又は改善の提案があれば、patentlaw@epo.orgまで電子メールでお知らせいただきたい。

欧州特許庁は、インターネットの同ウェブサイト <http://www.epo.org> でも検索可能な電子形式で欧州特許庁審査便覧を公表している。

2. 解説

2.1 概要

この審査便覧の本体は、次の5部から構成されている。

A部：方式審査のための便覧

B部：調査のための便覧

C部：実体審査のための便覧

D部：異議申立及び限定・取消手続のための便覧

E部：一般手続事項に関する便覧

A部及びC部は、手続における段階に拘らず、それぞれ方式審査及び実体審査のための要件並びに手続を扱う。したがって、特にA部は、特許付与及び異議申立手続における方式審査を包含する。

E部は、欧州特許庁における、いくつかの又はすべての段階に関する手続事項を扱う。

全部の審査便覧を明確にする改訂の一覧表を次に示す。

表紙	2007年12月
総目次	2007年12月
概説部	2007年12月
A部	2007年12月
B部	2007年12月
C部	2007年12月
D部	2007年12月
E部	2007年12月

この審査便覧及びその他の最近の改訂版に関する通知は欧州特許庁公報で公表されている。

2007年12月の改訂について：OJ 11/2007

2005年6月の改訂について：OJ 7/2005, 440-443

2003年12月の改訂について：OJ 12/2003, 582-585

2001年10月の改訂について：OJ 10/2001, 464-465

2001年2月の改訂について：OJ 2/2001, 115-116

2000年6月の改訂について：OJ 5/2000, 228-234

1999年7月の改訂について：OJ 7/1999, 510-522

この審査便覧の各部において本文は、章に分かれ、各章は更に番号を振った項に、それらは更に節に分かれていることに留意されたい。同一部内における他の節の引用は、標準方式ではそれぞれ、章、項、及び節の番号によって表す(したがって、たとえば、III, 6.5 は第 III 章第 6 項第 6.5 節を表す)。この審査便覧の他の部の引用も、他の部の引用符号を含む(したがって、たとえば、A 部において C 部の第 III 章第 6.5 節を引用したい場合は、C-III, 6.5 を用いて示す)。

追加特記のない欄外の参照は、そこに述べられている事項の典拠となる欧州特許条約の条文及び規則を示している。このような参照を用いることによって、欧州特許条約自体から多数の引用をする必要性を回避すると考えられる。

[翻訳省略]

2.2 略語

この審査便覧では、次の略語を使用する。

EPC	欧州特許条約
EPO	欧州特許庁
OJ	欧州特許庁公報
条	第…条(Art.)
手数料規則	手数料に関する規則(Rfees)
WIPO	世界知的所有権機関
PCT	特許協力条約
ISA	国際調査機関
WO-ISA	国際調査見解書
IPEA	国際予備審査機関
IPRP	特許性に関する国際予備報告書
IPER	国際予備審査報告書
EESR	拡張欧州調査報告書
ADA	預金口座規則
AAD	自動決済手続規則
BNS	過去ファイル置換数値システム
備考	備考(rec.)
69 条議定書	EPC 第 69 条の解釈に関する議定書(Prot. Art. 69)
集中化議定書	欧州特許制度の集中化及びその導入に関する議定書(集中化議定書/Prot. Centr.)
EVL	電子仮想図書館

欧州特許条約の引用は、2000 年 11 月 29 日の欧州特許条約を修正する法律及び欧州特許条約の新条文を採択する 6 月 28 日の管理理事会の決定によって改正された欧州特許条約(OJ EPO 特別版 No. 4/2001, 56 頁以下 ; No. 1/2003, 3 頁以下 ; No. 1/2007, 1-88 頁参照), 並びに 2006 年 12 月 7 日の管理理事会の決定によって採択された同施行規則(OJ 特別版 No. 1/2007, 89 頁以下参照)からの引用である。

必要であれば、1991 年 12 月 17 日の欧州特許条約第 63 条を修正する法律、並びに 1978 年 12 月 21 日、1994 年 12 月 13 日、1995 年 10 月 20 日、1996 年 12 月 5 日、1998 年 12 月 10 日及

び2005年10月27日の管理理事会の決定によって改正された、1973年10月5日の欧州特許条約を引用する。

2000年欧州特許条約(EPC2000)の条文及び施行規則、並びにその項の引用については、次のように表す。たとえば、「第123条第2項」は「第123条(2)」、「第29規則第7項」は「規則29(7)」となる。1973年欧州特許条約及び同規則、PCTの条文及び施行規則、並びに手数料に関する規則の条文もそれぞれ同様に、たとえば、「1973年EPC第54条(4)」、「PCT第33条(1)」及び「手数料規則第10条(1)」と表す。適切とみなされる場合にのみ、すなわち、混同を避ける目的でのみ、欧州特許条約の条文及び施行規則に「2000年EPC(又は欧州特許条約)」を付加する。

拡大審判部の決定及び意見については、たとえば、「G 2/88, OJ 4/1990, 93」等、その頭文字及び番号、並びにそれが公表された公報の号数及び頁番号のみを表示する。技術審判部及び法規審判部の決定についても同様であり、決定がOJで公表された場合は、たとえば、「T 152/82, OJ 7/1984, 301」及び「J 4/91, OJ 8/1992, 402」と表す。また、OJで公表されなかった場合は「T 169/88, ただしOJで未公告」と表す。なお、拡大審判部の決定及び意見すべて、並びに欧州特許庁審判部の決定すべてはインターネット(<http://www.epo.org>)でも公表されている(2002年7月3日付第3部門担当副長官通達, OJ 8-9/2002, 442 参照)。

自動決済手続規則及び注釈を含む、預金口座規則及び附属書の最新改訂版は、OJ 10/2007 追補で公表されている。

3. 総論

3.1 この審査便覧は、欧州特許条約及びその施行規則に基づいて、欧州出願及び欧州特許の審査の様々な局面において採るべき実務及び手続に関する指針を示す(5. 参照)。

PCT 出願に関する調査及び審査の実務並びに手続は、国際段階に関する限り、この審査便覧の対象とせず、**PCT 国際調査及び予備審査便覧**で扱う。いつでも適切と考えられるならば、同書に示された選択肢、そして欧州特許庁が受理官庁、国際審査機関及び国際予備審査機関として行動する場合の同選択肢に対処する方法については、欧州特許庁公報及び同ウェブサイト別途公表して通知する。留意されたい重要な点として、欧州特許条約第150条によると、PCT と EPC との間に抵触が生じる場合は、PCT の規定が優先する。

この審査便覧は、主として欧州特許庁の職員に向けられたものであるが、欧州特許制度の成功は手続を行う当事者又はその代理人と欧州特許庁との協調にかかっているため、そのような当事者又は代理人にも役立つものであることが期待されている。

3.2 この審査便覧は、通常起こり得る事柄を包含することを想定している。したがって、この審査便覧は、一般的な指針を示すに過ぎないものと考えべきである。各欧州特許出願又は欧州特許にこの審査便覧を適用するのは審査職員の責任であるが、場合によって審査職員は、その指針から逸脱してもよい。ただし当事者は、この審査便覧又は関連する法律規定の改正があるまでは、欧州特許庁が原則としてこの審査便覧に沿って行為するものと期待することができる。これらの改正に関する通知は欧州特許庁公報及び同ウェブサイトで公表される。

なお、この審査便覧は法的規定を構成するものではないことにも留意すべきである。欧州特許庁における実務上の最終的な権限については、最初に施行規則、EPC 第69条の解釈に関する議定書、集中化議定書、承認に関する議定書、特権及び免責に関する議定書、並びに手数

料に関する規則を含む欧州特許条約自体を参照し、次に審判部及び拡大審判部による欧州特許条約の解釈を引用すべきである。

3.3 拡大審判部の決定又は見解が参照された場合は、そこに記された実務が、その決定又は見解を参酌して採用されている旨を読者に対して知らせるものである。これは法規審判部又は技術審判部の決定にも適用される。

3.4 調査に関して欧州特許庁は、特定の国からの国内特許出願についての調査も実施する。この審査便覧B部における指示は大筋で、このような調査にも適用する。

3.5 この審査便覧は、共同体特許条約については扱わない。

4. 欧州特許庁における業務

4.1 欧州特許庁の設立は、特許の歴史における大きな進歩を示している。その評価は、国籍に関係なく協調して共に働き、最善の努力をするすべての職員にかかっている。ただし、特許業界による欧州特許庁の評価の基礎となるのは、何よりも、その調査及び審査である。

4.2 欧州特許庁の職員は、異なる言語を話すのみならず、異なる訓練を受け、異なる特許の背景を有する同僚と働くことになる。国内特許庁での経験を有する者がいることもある。したがって、欧州特許庁のすべての職員は、欧州特許条約に定められた共通制度の下で働いていると認識することが重要となり、これは従前の習慣や思考方法を捨てることを意味する。これは特に、実体審査及び異議申立に携わる審査官にとって重要である。

4.3 欧州特許庁の様々な部門及び同じ部門の様々な職員は、互いに他の者の努力を重複して行わないようにすることも重要である。たとえば、審査部は、受理課で行われた方式審査の結果を点検したり、調査部が行った調査を重複して行ったりすべきではない。この審査便覧の目的の1は、責任の境界がどこにあるかを明確にすることにある。

4.4 欧州特許庁の評価は、質のみならず、業務を処理するスピードにもかかっていることを忘れてはならない。欧州特許条約は当事者に様々な期間を定める。一般的に言って、同様の期間が欧州特許庁に定められているわけではないが、審査官又は他の職員も、合理的な迅速さをもって行動しなければ、欧州特許制度が成功であったと判断されないこともある。

4.5 最後に、すべての欧州出願及び欧州特許は、その本国及び書かれている言語に拘らず、同等の扱いを受けるべきであることは、あえて述べるまでもない。国際特許制度は、国内的偏りがまったくない場合に限り、信用を得ることができる。

5. 欧州特許庁における出願及び特許の処理の概略

5.1 欧州出願及び欧州特許は、明確に分かれた多数の手順によって処理される。その概略は次のとおりである。

(i) 出願を欧州特許庁又は国内管轄当局に対して行う。

(ii) 受理課は、出願に出願日を与えることができるか否かを決定するため、その出願を審査する。

(iii) 出願の方式審査は、受理課によって行われる。

(iv) 方式審査と並行して調査部は拡張欧州調査報告書を作成し、その写し1通を出願人に送付する。

(v) 出願及び調査報告書は、同時又は別個に、欧州特許庁によって公開される。

(vi) 出願人からの請求、又は出願人に調査報告が送付される前に請求があれば出願人が欧州

特許出願の手続を更に進行させる旨の希望を確認したうえで、出願は、審査部が特許を付与するために必要な実体審査及び方式審査に付される。

(vii) 欧州特許条約の要件が充足された場合は、指定国について欧州特許が付与される。

(viii) 欧州特許明細書は、欧州特許庁によって公告される。

(ix) 付与された欧州特許に対しては、何人も異議申立の通知を行うことができる。異議部は異議申立の審査を行った後に、異議申立を却下するか、補正された態様で特許を認めるか、又は特許を取り消すかについて決定する。

(x) 特許権者は、付与特許の限定又は取消を請求することができる。審査部は、請求が認められるか否かについて決定する。

(xi) 欧州特許が補正された場合は、欧州特許庁は、そのように補正された欧州特許の新たな明細書を公告する。

5.2 欧州特許庁の第1審の部門による決定が当事者にとって不利なものであれば、欧州特許庁審判部の再審に付すことができる。中間変更の問題として重要な事項を除いて、この審査便覧は審判手続について扱わない。

6. 欧州特許条約の締約国

次の国は、欧州特許条約の締約国(括弧内は、批准発効日)である。*

オーストリア	(1979年5月1日)
ベルギー	(1977年10月7日)
ブルガリア	(2002年7月1日)
キプロス	(1998年4月1日)
チェコ共和国	(2002年7月1日)
デンマーク ¹⁾	(1990年1月1日)
エストニア	(2002年7月1日)
フィンランド	(1996年3月1日)
フランス ²⁾	(1977年10月7日)
ドイツ	(1977年10月7日)
ギリシャ	(1986年10月1日)
ハンガリー	(2003年1月1日)
アイスランド	(2004年11月1日)
アイルランド	(1992年8月1日)
イタリア	(1978年12月1日)
ラトビア	(2005年7月1日)
リヒテンシュタイン	(1980年4月1日)
リトアニア	(2004年12月1日)
ルクセンブルク	(1977年10月7日)
マルタ	(2007年3月1日)
モナコ	(1991年12月1日)
オランダ ³⁾	(1977年10月7日)
ポーランド	(2004年3月1日)
ポルトガル	(1992年1月1日)

ルーマニア	(2003年3月1日)
スロバキア共和国	(2002年7月1日)
スロベニア	(2002年12月1日)
スペイン	(1986年10月1日)
スウェーデン	(1978年5月1日)
スイス	(1977年10月7日)
トルコ	(2000年11月1日)
イギリス ⁴⁾	(1977年10月7日)

(合計 32 国)

＊) 欧州特許条約の締約国の最新一覧は、毎年、欧州特許庁公報第 4 号に公告される。

注 1) 欧州特許条約は、グリーンランド及びフェロー諸島には適用されない。

注 2) 欧州特許条約は、フランスの属領マイヨット及び海外領土にも適用される。

注 3) 欧州特許条約は、オランダ領アンティル及びアルバには適用されない。

注 4) 欧州特許条約は、マン島にも適用される。海外各国及び領土においてイギリスを指定する欧州特許の登録に関する更なる情報については、OJ 4/2004, 179 参照。

7. 欧州特許条約の非締約国への拡張

次の国は、欧州特許出願(直接又は Euro-PCT)、したがって特許についても、拡張することができる(括弧内は欧州特許庁との各協定の発効日)。

アルバニア	(1996年2月1日)
ボスニア・ヘルツェゴビナ	(2004年12月1日)
クロアチア	(2004年4月1日)
セルビア	(2004年11月1日)
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	(1997年11月1日)

欧州特許庁の拡張協定のうち、**スロベニア共和国**(1994年3月1日発効)、**ルーマニア共和国**(1996年10月15日発効)、**リトアニア共和国**(1994年7月5日発効)及び**ラトビア共和国**(1995年5月1日発効)については、それぞれの国が2002年12月1日、2003年3月1日、2004年12月1日及び2005年7月1日付で欧州特許条約に加盟した時点で終了した。ただし、これらの日付の前に行われたすべての欧州出願及び国際出願、並びに当該出願について付与されたすべての欧州特許については、拡張制度が引き続き適用される。